

京都市建築物等のバリアフリーの  
促進に関する条例  
の一部改正に関する解説書

令和3年4月

京 都 市

## 本解説書の作成にあたって

京都市においては、「市民・事業者・観光客・未来 四方よしの観光マネジメントの実践」により、市民生活と観光の調和に向けた取組みを進めています。

持続可能な観光都市の実現に当たっては、高齢者、障害者を含む全ての人が安心して利用できる良質な宿泊施設の充実を図るとともに、近年の急速な高齢化の進行への対策として、宿泊施設以外の建築物も含む全ての建築物において、より一層のバリアフリー対応を促進することが求められています。

これらのことを踏まえ、次の3点を目的として京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例及び京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例施行規則の一部を改正しました。

### (1) 関係主体の意識の向上を図る

本市のバリアフリーを促進するに当たって本市、事業者、市民が果たすべき役割と責務をそれぞれ規定し、加えて、関係主体が相互に協力してバリアフリーの促進に取り組むことを決めました。

### (2) 宿泊施設のバリアフリーの向上及び情報の提供を図る

新たに宿泊施設の建築等を行う場合を対象として、客室内部のバリアフリーに関する基準を新たに設けたほか、エレベーター、共用便所に関する基準を整備しました。

また、高齢者、障害者等がより円滑に宿泊施設を利用することができるよう、宿泊施設のバリアフリーに関する情報の公表制度を設けました。

### (3) その他各種規定の充実等

上記のほか、本市のバリアフリーを向上するため、宿泊施設以外の建築物等に関するバリアフリー基準の見直しや、公立小学校等に関するバリアフリー法施行令改正を踏まえた規定整備、条例を円滑に運用するための文言・定義の改正などを行いました。

本書は、京都市内において建築を計画される際に、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例及び京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例施行規則の一部改正の内容を十分に御理解いただくため作成しました。

今回の条例改正の中で特に解説が必要なものを取り上げ、関連する規則改正の内容と併せて解説しているほか、改正内容に関して想定される疑問についてのQ&Aも記載しています。

本市におけるバリアフリーのより一層の促進のため、本書を御活用いただければ幸いです。

## 目 次

### 京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例

#### 第1章 総則

条例第1条	条例の目的の整理	p 2
条例第2条第2項		
第1号	歴史的建築物の対象建築物等からの除外	p 2
第8号	「利用居室等」の定義の整理	p 3
条例第3条～第6条	責務規定の創設	p 4

#### 第2章 対象建築物等のバリアフリーの促進に関する措置

条例第7条関係		
規則第5条	協議を要しない軽微な変更該当する行為の明確化	p 6
条例第10条第6項	完了検査の結果に係る通知の交付	p 7
条例第11条	対象建築物等の工事に関する部分検査	p 8
規則第9条第2項	部分検査済証の様式	p 8
条例第13条関係		
条例別表1		
1の項	公立小学校等に関する区分の変更	p 10
33の項	公衆便所に関する規模要件の見直し	p 11
条例別表2		
4の項	宿泊施設の共用便所に関する新たな基準	p 11
9の項	宿泊施設の共用便所までの経路に関する基準について	p 12
6の項	宿泊施設の客室内部に関する基準(条例のバリアフリー基準の対象となる場合)	p 14
第1号	客室内部のベッド周辺の空間に関する基準	p 14
第2号	客室内部の便所及び浴室等に関する基準	p 15
第3号		
規則第15条	客室内において戸の前後に高低差を設けることができる部分	p 16
第4号	客室内部の経路に関する基準	p 17
規則第16条	客室内の経路の幅を80センチメートル以上とする部分	p 17
〃	エレベーターの設置義務	p 18
規則第11条	エレベーターその他の昇降機の設置を要しない場合	p 18
12の項	ベビーベッドに関する基準について	p 19
条例第13条第5項	公立小学校等及び不特定かつ多数の者が利用する官公署に関する読替え規定(条例のバリアフリー基準の対象となる場合)	p 19
条例第14条関係		

規則第12条	基準の適用除外に係る認定申請書の様式	p 2 1
条例第16条	対象建築物等以外の建築物等に係る指導及び助言	p 2 2

### 第3章 特別特定建築物に関する制限

条例第22条	特別特定建築物に関する規模要件	p 2 4
条例第27条		
第1項	宿泊施設の客室内部に関する基準(建築物移動等円滑化基準の対象となる場合)	p 2 6
第1号	客室内部のベッド周辺の空間に関する基準	p 2 6
第2号	客室内部の便所及び浴室等に関する基準	p 2 6
第3号		
規則第15条	客室内において戸の前後に高低差を設けることができる部分	p 2 7
第4号	客室内部の経路に関する基準	p 2 7
規則第16条	客室内の経路の幅を80センチメートル以上とする部分	p 2 8
第2項	車椅子利用者用客室に関する基準	p 2 8
第29条	移動等円滑化経路	
第1項第5号	エレベーターの籠の構造に関する基準の適用対象	p 2 9
第2項	2層の建築物に関するエレベーターの設置義務	p 3 0
条例第31条		
条例第33条	不特定かつ多数の者が利用する官公署に関する読替え(建築物移動等円滑化基準の対象となる場合)	p 3 1
条例第34条	公立小学校等に関する読替え(建築物移動等円滑化基準の対象となる場合)	p 3 1
条例第36条関係		
規則第12条	基準の適用除外に係る認定申請書の様式	p 3 1

### 第4章 公表対象建築物等のバリアフリーに関する情報の公表

条例第37条	バリアフリーに関する情報の公表	p 3 3
規則第18条	公表対象建築物等	p 3 3
規則第20条	特定バリアフリー情報の公表の手段	p 3 3
規則第19条	特定バリアフリー情報	p 3 4
規則別表4	特定バリアフリー情報の具体的な内容	p 3 4
条例第38条	公表の実施状況の届出	p 3 7
規則第21条	特定バリアフリー情報の公表に係る届出事項	p 3 7
規則第22条	バリアフリーに関する情報の公表に係る届出事項	p 3 7
規則第23条	特定バリアフリー情報の公表に係る届出の概要の公表手段	p 3 8
条例第39条	指導及び助言	p 3 9

条例第40条	報告の徴収	p 39
--------	-------	------

附則

附則	施行期日・経過措置等	p 41
----	------------	------

## 【 凡 例 】

### [法令略称]

- 「法」：高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 「政令」：高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令
- 「条例」：京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例
- 「規則」：京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例施行規則

### [その他]

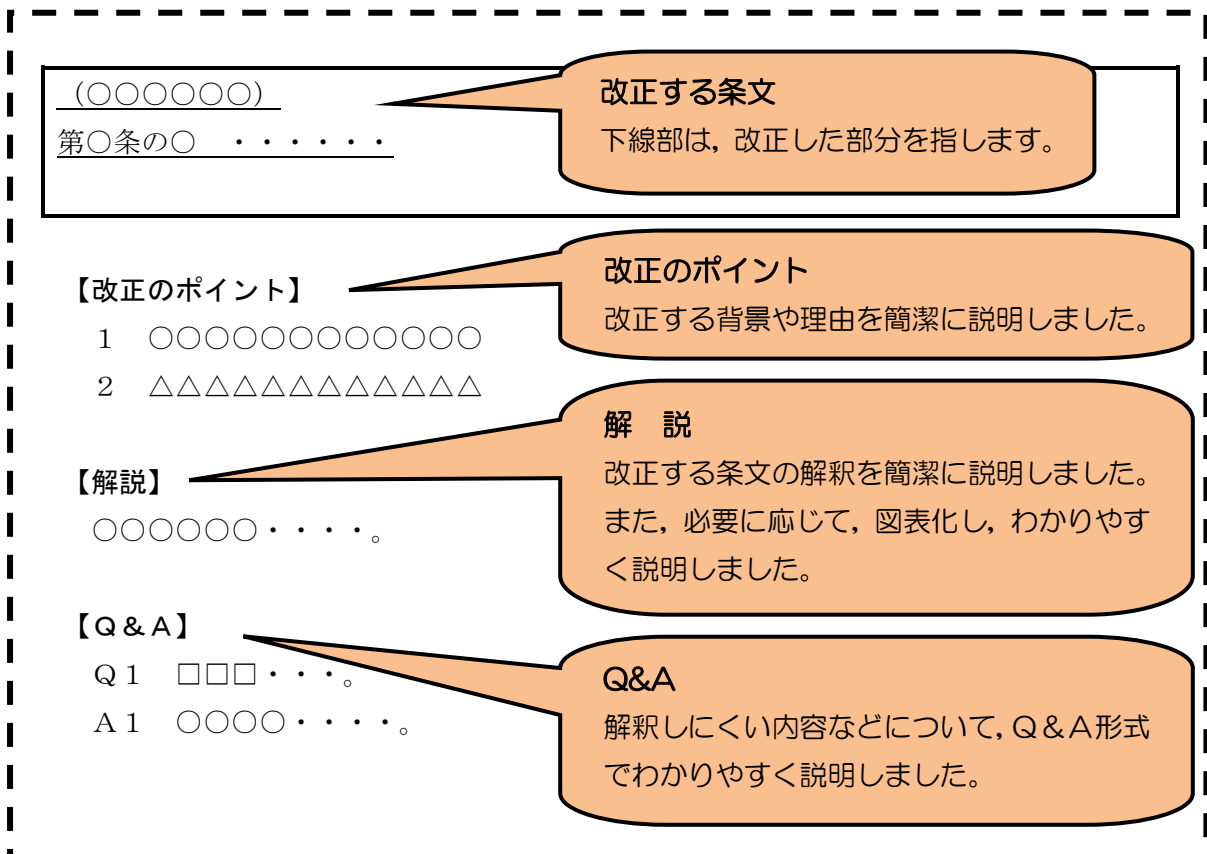
- ・ 条例及び規則の下線引き部分は，「改正部分」を示しています。
- ・ 本書に記載している改正後の条文は令和3年10月1日付け改正のものです。

## 【 本書の構成 】

本書において解説している内容は，原則として今回改正した条例及び規則の改正部分のみとします。

改正条文ごとに，以下の構成で，改正のポイント，解説等を掲載しています。

※ 本書で解説する改正箇所以外にも，規制内容に影響のない範囲で表現の見直しや文言修正を行っています。新旧対照表を併せて確認してください。



# 第1章 総則

**条例第1条 条例の目的の整理****R3.4.1 施行**

(目的)

第1条 この条例は、建築物その他の施設（以下「建築物等」という。）のバリアフリーの促進について、本市及び事業者の責務並びに市民の役割を明らかにし、建築物等のバリアフリーに関する施策の基本となる事項を定めるとともに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「法」という。)第14条第3項の規定に基づき特別特定建築物に追加する特定建築物等を定めることにより、高齢者、障害者等の社会参加の促進に寄与する良好な都市環境の形成を図り、もって市民及び本市を訪れる者の福祉の増進に資することを目的とする。

**【改正のポイント】**

条例第3条から第6条の責務規定の創設（p4参照）に伴い、本市及び事業者の責務並びに市民の役割を定めることを条例の目的の一つとして記載しました。

**条例第2条第2項第1号 歴史的建築物の対象建築物等からの除外****R3.4.1 施行**

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 対象建築物等 建築物等のうち、次に掲げるものをいい、これに付属する対象施設を含むものとする。

ア 別表1（23の項及び36の項を除く。）に掲げる建築物等又はその部分。ただし、次に掲げるものを除く。

(ア) 建築基準法第3条第1項に規定する建築物

(イ) 文化財保護法第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物で同法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区内にある建築物

(ウ) 文化財保護法第57条第1項の規定により登録された建築物

(エ) 景観法第19条第1項の規定により景観重要建造物に指定された建築物

(オ) 京都府文化財保護条例第7条第1項の規定により府指定有形文化財に指定された建築物

(カ) 京都府文化財保護条例第43条第1項の規定により指定された府指定史跡名勝天然記念物

(キ) 京都府文化財保護条例第52条第1項の規定により登録された建築物

(ク) 京都府文化財保護条例第52条第3項の規定により登録された建築物

(ケ) 京都府文化財保護条例第53条第1項に規定する文化財環境保全地区内にある建築物

(コ) 京都市文化財保護条例第6条第1項の規定により市指定有形文化財に指定された建築物

(サ) 京都市文化財保護条例第36条第1項の規定により指定された市指定史跡



名勝天然記念物(シ) 京都市文化財保護条例第41条第1項の規定により登録された建築物(ス) 京都市文化財保護条例第43条第1項に規定する文化財環境保全地区内にある建築物**【改正のポイント】**

歴史的建築物の保存を目的として、条例の適用を受ける対象建築物等を見直しました。

**【解説】**

歴史的建築物の歴史的・文化的価値の継承が円滑に行われるよう、他の法律及び条例に基づき、保存を目的とした指定又は登録を受け、現状変更が規制されている建築物等については、条例の適用を除外します。

なお、法第14条第1項の規定により建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない特別特定建築物については、引き続き同項の規定が適用されますので御注意ください。

**条例第2条第2項第8号 「利用居室等」の定義の整理****R3.4.1 施行**(8) 利用居室等 次に掲げるものをいう。ア 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室イ 別表1 1の項（公立小学校等（令第5条第1号に規定する公立小学校等をいう。以下同じ。）に限る。）、2の項、6の項、8の項、12の項から14の項まで、16の項、20の項、25の項、29の項及び30の項に掲げる対象建築物等（体育館又は水泳場で一般公共の用に供されるもの、ボーリング場及び飲食店を除く。）における多数の者が利用する居室ウ ホテル又は旅館における客室エ 共同住宅又は寄宿舎における住戸**【改正のポイント】**

改正前の条例では第25条で定めていた「利用居室等」を、第2条に定めることとしました。

また、別表1の改正（p10参照）の内容を反映する規定整備を行いました。

**条例第3条～第6条 責務規定の創設****R3.4.1 施行**(本市の責務)

第3条 本市は、事業者及び市民のバリアフリーの促進に関する自発的な活動を尊重するとともに、必要に応じて支援する措置を講じるものとする。

2 本市は、自ら設置し、又は管理する建築物等について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講じるよう努めなければならない。

3 前2項に掲げるもののほか、本市は、この条例の目的を達成するために必要な施策を実施するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、自ら所有し、又は管理する建築物等について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講じるよう努めなければならない。

2 事業者は、バリアフリーについて理解を深め、自発的にバリアフリーを促進するよう努めなければならない。

3 事業者は、他の事業者と協力して、建築物等のバリアフリーを促進するよう努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、バリアフリーについて理解を深めるよう努めなければならない。

(相互の協力)

第6条 本市、事業者及び市民は、この条例の目的を達成するため、相互に、その果たすべき役割を理解し、協力するものとする。

**【改正のポイント】**

建築物等のバリアフリーをより一層促進するに当たって、本市、事業者、市民が果たすべき役割と責務及び関係主体が相互に協力してバリアフリーの促進に取り組むことを定めるため、責務規定を創設しました。

## 第2章 対象建築物等のバリアフリーの促進に 関する措置

**条例第7条関係**

(建築等の計画に係る協議)

第7条 対象建築物等の建築等をしようとする者は、当該建築等の工事に着手する前に、当該建築等の計画（建築等の工事に付随して実施する対象建築物等のバリアフリーを実現する工事の計画を含む。以下同じ。）について、市長に対して協議を申請しなければならない。対象建築物等の建築等の計画の変更（別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする者も、同様とする。

**規則第5条 協議を要しない軽微な変更に関する行為の明確化****R3.4.1 施行**

(協議を要しない軽微な変更)

第5条 条例第7条第1項後段に規定する別に定める軽微な変更は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 条例第13条第1項の適用を受ける対象建築物等にあつては、条例別表1の左欄に掲げる区分に変更がない対象建築物等の建築等の計画（以下この号において「計画」という。）の変更であつて、かつ、次のいずれかに該当するもの
- ア 対象施設（変更後の計画において対象施設となるものを含む。以下この号において同じ。）に係る計画の変更であつて、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用するための機能を充実又は強化させるもの
- イ 対象施設に係る計画の変更であつて、変更後の計画に、条例第13条第1項に規定する基準に適合させなければならない事項がないもの
- ウ 対象施設以外の部分の計画の変更
- (2) 前号の対象建築物等以外の対象建築物等にあつては、同号ア又はウのいずれかに該当するもの

**【改正のポイント】**

計画の変更の協議を要しない「軽微な変更」の範囲を拡大し、手続の簡素化を図りました。

**【解説】**

計画の変更の協議を要しない「軽微な変更」は以下のとおりです。

## 1 対象建築物等で義務基準が適用されるもの

条例別表1の左欄に掲げる「用途」及び「用途面積」の区分に変更がないもので、下記のいずれかに該当するもの

- (1) 対象施設に係る計画の変更で、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用するための機能を充実又は強化させるもの

例：廊下の幅を120cmから130cmに広げる、扉幅を80cmから90cmに広げる など

- (2) 対象施設に係る計画の変更で、変更後の計画に基準に適合させなければならない事項が

ないもの

例：基準が適用されないバックヤード部分の廊下の変更 など

(3) 対象施設以外の部分の計画の変更

例：対象施設でない倉庫内の間仕切りの変更 など

2 対象建築物等で義務基準が適用されないもの（例：駅舎）

上記1の(1)又は(3)に該当するもの

【Q&A】

Q1 「軽微な変更」に該当するか申請者が判断して良いでしょうか？

A1 明らかに該当する場合は、申請者による判断も可能です。判断に迷われる場合は、これまでどおり、本市に御相談ください。

**条例第10条第6項 完了検査の結果に係る通知の交付**

**R3.4.1 施行**

(建築等の工事に関する完了検査)

第10条 対象建築物等の建築等をする者は、当該建築等の工事を完了したときは、市長の検査（当該建築等の工事に付随して実施する当該対象建築物等のバリアフリーを実現する部分の検査を含む。本条及び次条において同じ。）を申請しなければならない。

(略)

6 市長は、第4項の規定による検査をした場合において、同項の対象建築物等が第13条第1項に規定する基準に適合していないと認めるときは、当該対象建築物等の建築等をした者に対して、検査済証を交付できない旨及びその理由を記載した通知書を交付しなければならない。

【改正のポイント】

基準不適合等の理由により検査済証を交付できない場合に、建築主等にその旨と理由が明確に伝わるよう、改正しました。

**条例第11条** 対象建築物等の工事に関する部分検査

**R3.4.1 施行**

(建築等の工事に関する部分検査)

第11条 対象建築物等の建築等をする者は、当該対象建築物等の**建築等の工事を完了した部分について、市長が当該対象建築物等の建築等の工事の工程上やむを得ないと認める場合に限り、市長の検査を申請することができる。**

2 前項に規定する検査については、前条第4項から第6項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「第1項の」とあるのは「第11条第1項の」と、「対象建築物等が」とあるのは「対象建築物等の建築等の工事を完了した部分が」と、「当該対象建築物等」とあるのは「当該対象建築物等の建築等の工事を完了した部分」と、「検査済証」とあるのは「部分検査済証」と読み替えるものとする。

**規則第9条第2項** 部分検査済証の様式

**R3.4.1 施行**

(検査済証及び部分検査済証)

第9条 条例第10条第5項に規定する検査済証の様式は、第1号様式とする。

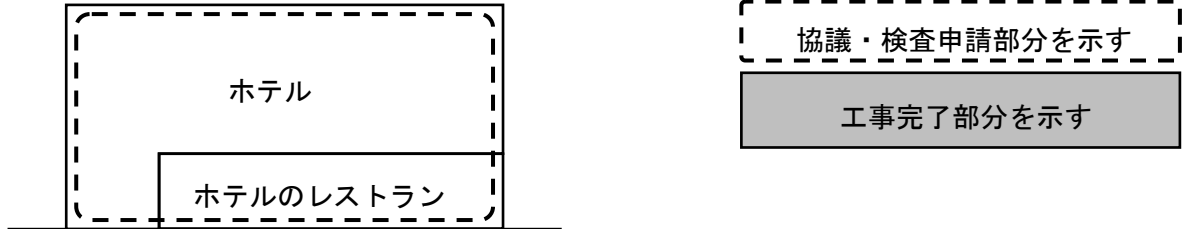
2 条例第11条第2項において読み替えて準用する条例第10条第5項に規定する**部分検査済証の様式は、第2号様式とする。**

**【改正のポイント】**

建築基準法に基づく仮使用認定を受ける建築物や、用途の定まっていないテナント部分を有する建築物等を使用するため、建築物の部分毎に検査済証を交付できるようにしました。(手続の流れは次頁を御参照ください。)

部分検査の流れ（ホテルの例）

1 協議（全体）【申請者：ホテル事業者】

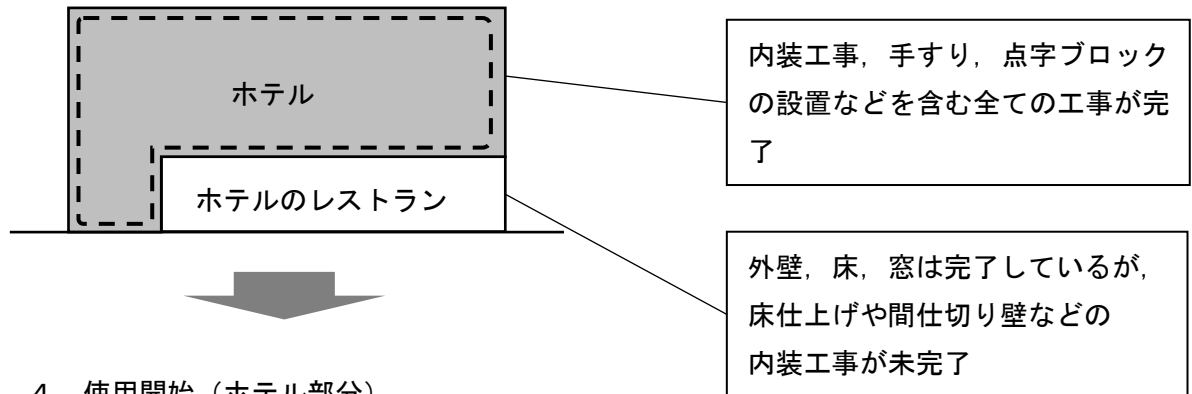


2 工事（建築物本体の工事，ホテル部分の内装工事）

3 部分検査（ホテル部分）【申請者：ホテル事業者】

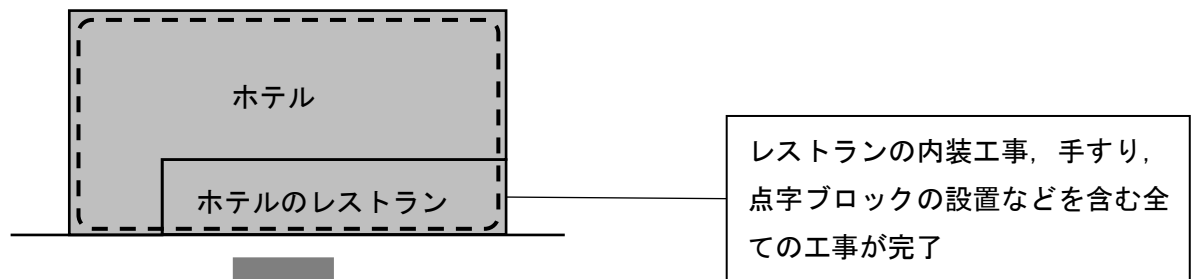
建築物の利用形態や工事計画の合理性を考慮し，部分検査の申請を認める。

例：レストラン部分の内装工事が未完了であるが，事業の都合により，先行してそれ以外の部分の使用を開始する。



4 使用開始（ホテル部分）  
工事（レストラン部分の内装工事）

5 完了検査（レストラン部分を含む全体）【申請者：ホテル事業者】



6 使用開始（全体）

**条例第13条関係**

1 **条例別表1 1の項** 公立小学校等に関する区分の変更

**R3.10.1 施行**

別表（第2条及び第13条関係）

1

区分		基準
1	公立小学校等 又は特別支援学校	用途面積が1,000平方メートル未満のもの 2の表1の項から3の項まで、4の項（第2号、第8号及び第9号を除く。）、5の項、7の項、8の項（第1号を除く。）、9の項（第1号ウ、第5号及び第9号から第13号までを除く。）及び10の項（第2号を除く。）に掲げる基準
		用途面積が1,000平方メートル以上のもの 大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあっては、建築物移動等円滑化基準

**【改正のポイント】**

改正前は別表1 2に位置付けていた公立小学校等について、法施行令の改正に関連して、建築物移動等円滑化基準への適合義務が生じる規模要件を引き下げたこと（p 24参照）に伴い、自主条例の基準に係る区分を変更しました。

これにより、これまで自主条例によって移動等円滑化基準への適合義務が生じるのは延べ面積2,000㎡以上の大規模の修繕又は大規模の模様替えであったものが、今回改正により延べ面積1,000㎡以上の大規模の修繕又は大規模の模様替えから適用されることとなります。

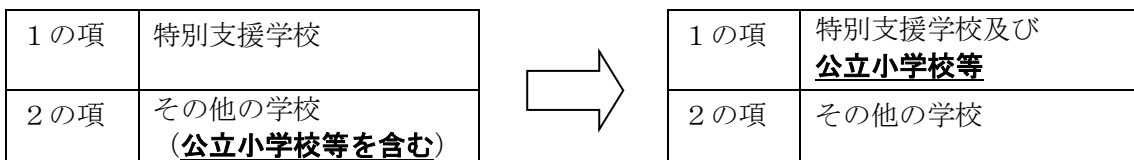


図. 別表1の改正イメージ



2 **条例別表1 33の項** 公衆便所に関する規模要件の見直し

**R3.4.1 施行**

33	公衆便所	用途面積が50平方メートル未満のもの	2の表1の項から3の項まで、4の項（第2号を除く。）、7の項、8の項（第1号を除く。）、9の項（第1号ウ、第5号及び第9号から第13号までを除く。）及び10の項（第2号を除く。）に掲げる基準
		用途面積が50平方メートル以上のもの	大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあっては、建築物移動等円滑化基準

【改正のポイント】

公衆便所の建築等について、建築物移動等円滑化基準が適用される規模が床面積50㎡以上であることに合わせ、自主条例の適用区分を変更しました。

3 宿泊施設の共用便所に関するバリアフリーの充実

3-① **条例別表2 4の項** 宿泊施設の共用便所に関する新たな基準

**R3.10.1 施行**

4	便所	<p>(8) 第1号の規定によることが困難な場合には、その床の表面を滑りにくい材料で仕上げ、当該便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）のうち1以上に、次に定める構造の便房を1以上設けなければならない。</p> <p>ア 腰掛け便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>イ 車椅子使用者が当該便房の便座に移乗するために必要な空間が確保されていること。</p> <p>ウ 便房の出入口及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 便房の出入口及び当該便房が設けられている便所の出入口の戸は、引き戸（構造上やむを得ない場合にあっては、外開き戸）とし、車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とすること。</p>
---	----	--

【改正のポイント】

小規模な宿泊施設に設けられる共用の便所について、車椅子使用者用便房の設置が困難な場合であっても、高齢者、障害者等の利用に配慮したものとなるよう、用途面積1,000㎡未満の宿泊施設に適用するものとして、新たに別表2 4の項第8号の規定を設けました。

【解説】

第8号に規定する便房は、別表2 4の項第1号アに規定する便房（車椅子使用者用便房）と第9号（旧第8号）に規定する便房の中間に位置するものです。この改正により、宿泊施設においては、これまで適用していた第9号（旧第8号）の規定が適用できないこととなります。

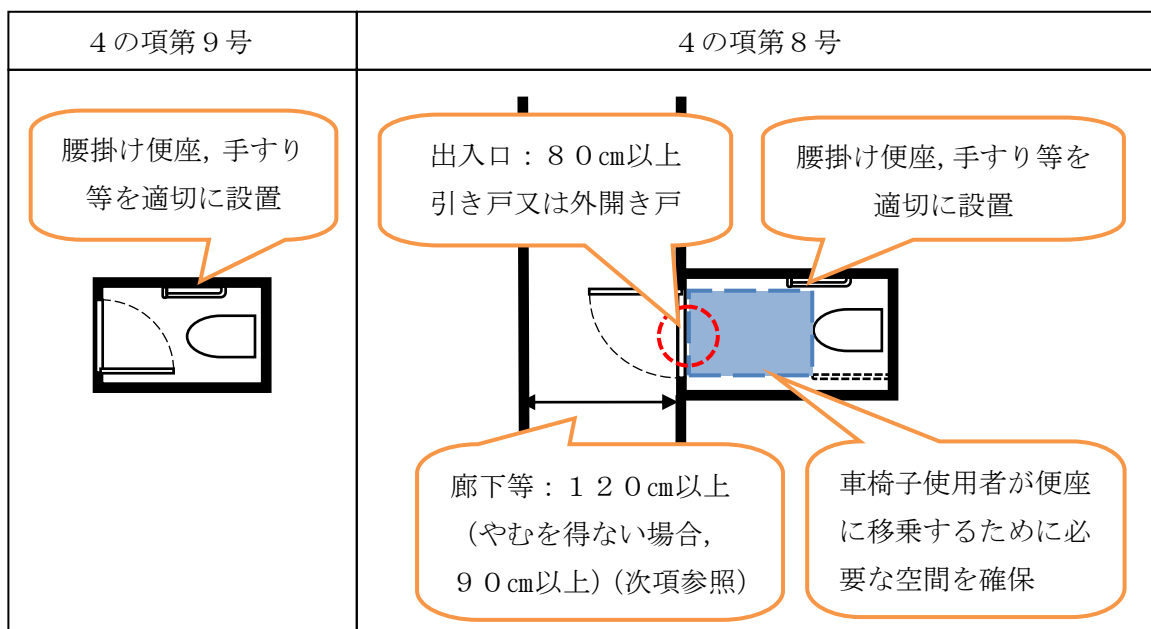


図 別表2 4の項第8号及び第9号の基準のイメージ

3-② 条例別表2 9の項 宿泊施設の共用便所までの経路に関する基準

R3.10.1 施行

9	道等から利用居室等までの経路等を構成する施設	<p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げる経路のうち1以上は、次号から第11号までに掲げるものでなければならない。</p> <p>(略)</p> <p><b>ウ 対象建築物等又はその敷地に4の項第8号に規定する便房を設ける場合 利用居室等から当該便房までの経路</b></p> <p>(略)</p> <p><b>(11) 第3号の規定によることが困難な場合には、当該経路（第1号ウに規定する経路に限る。）を構成する廊下等は、1の項の規定によるほか、次に定めるものであること。</b></p> <p><b>ア 幅は、90センチメートル以上とすること。</b></p> <p><b>イ 床面に段差がある場合には、次に定める構造の傾斜路又は令第18条第2項第6号に規定する国土交通大臣が定める構造のエレベーターその他の昇降機を設けること。</b></p> <p><b>(ア) 幅は、90センチメートル以上であること。</b></p> <p><b>(イ) こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</b></p>
---	------------------------	--

	<p>と。</p> <p>(ウ) <u>手すりを設けること。</u></p> <p><u>ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</u></p> <p>(略)</p> <p>(13) <u>第8号の規定によることが困難な場合には、当該経路（第1号ウに規定する経路に限る。）を構成する敷地内の通路は、前号の規定によること。</u></p>	
--	---	--

**【改正のポイント】**

4の項第8号の規定を新設したことに伴い、同号の規定による便房までの経路の基準を定めました。

**【解説】**

利用居室等から当該便房までの経路は、原則として、第3号（廊下等）又は第8号（敷地内の通路）により幅を120cm以上とする必要があります。これらによることが困難な場合には第11号（廊下等）又は第13号（敷地内の通路）により幅を90cm以上とすることができます。

4 **条例別表2 6の項** 宿泊施設の客室内部に関する基準（条例のバリアフリー基準の対象となる場合） **R3.10.1 施行**

【改正のポイント】

これまで基準がなかった宿泊施設の客室内部について、宿泊施設の全ての客室を対象として、高齢の方、肢体不自由の方、妊産婦などを含む全ての方が利用しやすく、また、介助のためのスペースにも配慮した基準を新たに設けます。新たに設ける基準（新基準）による客室は、車椅子使用者用客室のように、車椅子使用者の方に特化した客室ではありませんが、自立度が高い車椅子使用者の方にとっては、客室の選択肢の拡充につながると考えております。

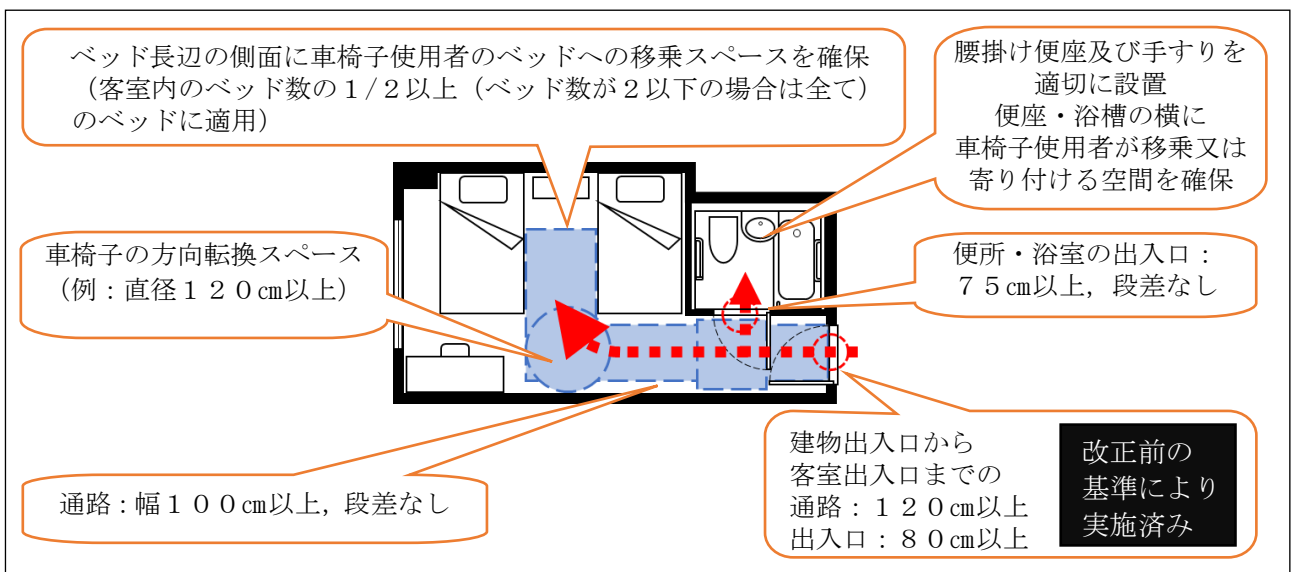


図 新基準を適用した客室（ツインルーム）の例

4-① **第1号** 客室内部のベッド周辺の空間に関する基準

6	ホテル又は旅館の客室	<p>(1) 客室内にベッドを設ける場合には、当該客室内のベッドの数を2で除して得た数（その数に1未満の端数があるときはこれを切り上げた数）以上のベッド（当該客室内のベッドの数が2以下の場合にあっては、全てのベッド）に対し、次に掲げる位置にそれぞれ次に掲げる空間を設けなければならない。</p> <p>ア ベッドの長辺に接する位置 車椅子使用者が当該ベッドに移乗するために必要な空間</p> <p>イ ベッドに近接する位置 車椅子の方向を変更するために必要な空間</p>
---	------------	---

【解説】

客室内にベッドを設ける場合には、客室内の2分の1以上のベッド（ベッドの数が2以下の場合にあっては、全てのベッド）に対して、高齢者、障害者等の利用に配慮した空間を設ける必要があります。

「車椅子使用者が当該ベッドに移乗するために必要な空間」は幅100cm以上の空間を基本とし、「車椅子の方向を変更するために必要な空間」は直径120cm以上の円を基本とします。

なお、2段ベッド等の階層式寝台の場合には、それぞれの段を1のベッドとして、当該規定を適用します。

【Q&A】

- Q1 エキストラベッドの使用を想定する客室の場合、ベッドの数はどのように考えるのか。
- A1 その客室に設置する最大のベッド数を前提として基準を適用することとなるため、通常はベッド数2のツインルームとして利用し、随時エキストラベッド1台を設置する客室については、ベッド数は3とし、そのうち2以上のベッドに対して、上記の空間が必要となります。
- Q2 ベッド等の家具を移動させるなど、必要に応じて客室のレイアウトを変更することで、上記の空間を確保してもよいか。
- A2 家具が従業員によって簡単に移動できるものであれば、可とします。

4-② **第2号, 第3号** 客室内部の便所及び浴室等に関する基準

6	ホテル又は旅館の客室	<p>(2) 客室内に便所を設ける場合には、便所のうち1以上に、次に定める構造の便房を1以上設けなければならない。</p> <p>ア 腰掛け便座及び手すりが適切に配置されていること。</p> <p>イ 車椅子使用者が当該便房の便座に移乗するために必要な空間が確保されていること。</p> <p>ウ 当該便房の出入口及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>（ア） 幅は、75センチメートル以上とすること。</p> <p>（イ） 戸を設ける場合には、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ただし、建築物の構造上やむを得ないものとして別に定める部分は、この限りでない。</p> <p>(3) 客室内に浴室等を設ける場合には、1以上の浴室等は次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>イ 当該浴室等に浴槽を設ける場合には、車椅子使用者が当該浴槽に寄り付くことができる空間が確保されていること。</p> <p>ウ 当該浴室等に浴槽を設けない場合には、車椅子使用者がシャ</p>
---	------------	---

		<p>ワーに寄り付くことができる空間が確保されていること。</p> <p>エ 当該浴室等の出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 幅は、75センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ただし、建築物の構造上やむを得ないものとして別に定める部分は、この限りでない。</p>
--	--	--

**規則第15条 客室内において戸の前後に高低差を設けることができる部分**

**R3.10.1 施行**

<p>(客室内において戸の前後に高低差を設けることができる部分)</p>	
第15条	<p>条例第27条第1項第2号ウ(イ)及び別表2-6の項第2号ウ(イ)に規定する別に定める部分は、便房が浴室等と同じ区画に設けられる場合において、床面からの水の流出を防止するために設ける段差の部分であって、高齢者、障害者等の通行に支障がないものとする。</p>
2	<p>条例第27条第1項第3号エ(イ)及び別表2-6の項第3号エ(イ)に規定する別に定める部分は、床面からの水の流出を防止するために設ける段差の部分であって、高齢者、障害者等の通行に支障がないものとする。</p>

**【解説】**

客室内に便所、浴室等を設ける場合には、高齢者、障害者等の利用に配慮したものとする必要があります。

多くの場合、1室の客室内に1ヶ所の便所(便房)と1ヶ所の浴室等を有すると考えられますが、1室の客室内に複数の便所(便房)、浴室等を有する場合には、そのうち1以上に当該規定を適用します。

便所(便房)、浴室等の出入口に戸を設ける場合、原則としてその前後に高低差がないことが必要です。ただし、浴室等の床面の水仕舞のために設ける必要最低限の段差については、建築物の構造上やむを得ないものとして規則に定めます(規則第15条)。

4-③ 第4号 客室内部の経路に関する基準

6	ホテル又は旅館の客室	(4) 客室の出入口から第1号に規定する空間（当該客室内にベッドを設けない場合にあつては、寝室）、第2号に規定する便房及び前号に規定する浴室等までの経路のうち、それぞれ1以上は次に掲げるものでなければならない。 ア 幅は、100センチメートル以上とすること。ただし、高齢者、障害者等の利用上支障がないものとして、別に定める部分は80センチメートル以上とすること。 イ 客室内の出入口（第2号ウ及び前号エの規定によるものを除く。）は、次に掲げるものであること。 (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。 (イ) 戸を設ける場合には、その前後に高低差がないこと。 ウ 床面に段差がある場合には、3の項に定める構造の傾斜路又は令第18条第2項第6号に規定する国土交通大臣が定める構造のエレベーターその他の昇降機を設けること。
---	------------	--

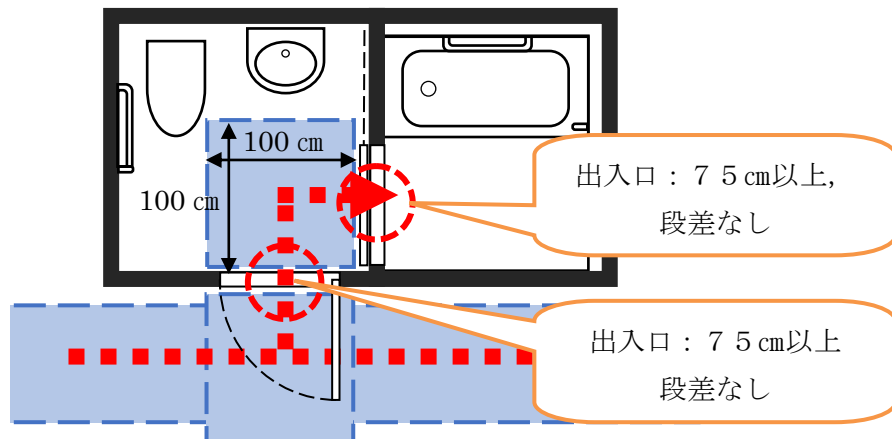
規則第16条 客室内の経路の幅を80センチメートル以上とする部分 R3.10.1 施行

(客室内の経路の幅を80センチメートル以上とする部分)  
 第16条 条例第27条第1項第4号ア及び別表2 6の項第4号アに規定する別に定める部分は、車椅子の方向を変更するために必要な空間であつて、経路の中心線の交点から当該中心線に沿ってそれぞれ50センチメートルの位置にある点を通る当該中心線の垂線及び壁で囲まれた部分以外の部分とする。

【解説】

客室内の経路については、原則として幅を100cm以上とする必要があります。ただし、車椅子の方向を変更する必要がない直進部分（規則第16条に規定する部分）については、80cm以上とすることができます。

便所（便房）、浴室等に至る経路の途中で前室を通過する場合には、当該部分についても幅を100cm以上とする必要があります。



【Q&A】

Q1 「一棟貸し」の宿泊施設の場合、経路の基準はどのように適用されるか。

A1 建物全体を1組の宿泊客に貸し出す「一棟貸し」の宿泊施設の場合、建物玄関入口から先を一つの客室と捉えます。そのため、2階建て以上であってエレベーターを設置しない場合には、玄関のある階において経路の基準を満足するよう、ベッド、便所、浴室等を計画する必要があります。

なお、客室内が複数の階に分かれているメゾネットタイプも同様です。

**条例別表2 9の項 エレベーターの設置義務 R3.10.1 施行**

9	道等から利用居室等までの経路等を構成する施設	(5) 建築物には、当該経路に次号（同号チを除く。）に定める構造のエレベーター又は令第18条第2項第6号に規定する国土交通大臣が定める構造のエレベーターその他の昇降機を設置すること。 <b>ただし、高齢者、障害者等の利用上支障がないものとして、別に定める場合はこの限りでない。</b>
---	------------------------	--

**規則第11条 エレベーターその他の昇降機の設置を要しない場合**

**第1号、第2号はR3.4.1 施行**

**第3号、第4号はR3.10.1 施行**

(エレベーターその他の昇降機の設置を要しない場合)	
第11条 条例別表2 9の項第5号に規定する別に定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。	
(1)	地上階のみに利用居室等を設ける場合
(2)	共同住宅又は寄宿舎で、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸の出入口を設ける場合
(3)	用途面積200平方メートル未満のホテル又は旅館で、地上階に1以上の客室の出入口を設ける場合
(4)	用途面積200平方メートル以上1,000平方メートル未満のホテル又は旅館で、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室等を設け、かつ地上階に1以上の客室の出入口を設ける場合

【改正のポイント】

エレベーター設置義務について、これまでは用途面積が1,000㎡以上の宿泊施設を対象としていましたが、高齢者、障害者等を含む全ての人が円滑に移動できるよう、原則として全ての宿泊施設の共用部分にエレベーターの設置を義務付けます。

【解説】

用途面積1,000㎡未満の宿泊施設についても、条例別表2 9の項第5号を適用し、エレベーターの設置を義務付けることとします。ただし、小規模施設等であって、



地上階に客室を設けた場合については、設置を要しないものとします（規則第11条第3号及び第4号）。

なお、建築物全体が1の客室である「一棟貸し」の宿泊施設については、共用部分がないことから、当該規定は適用されません。

規則第11条第1号及び第2号については、これまで条例別表2本文中に規定していたものを規則に規定したものであり、内容に変更はありません。

**条例別表2 12の項** **ベビーベッドに関する基準について** **R3.10.1 施行**

12	ベビーベッド (1) ベビーベッドその他乳幼児のおむつを取り替えることができる設備を1以上、 <b>（便所内に設ける場合であって、男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）</b> 設けること。 (2) 便所内に前号の設備を設ける場合には、当該便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。
----	---

**【改正のポイント】**

改正前の基準では、例えば女子用便所にベビーベッド等を設けた場合、男子用便所には設置が不要となっていたため、男性がベビーベッド等を使用することができない施設がありました。この課題を解消し、両性がベビーベッド等を使用することができるよう改正しました。

**条例第13条第5項** **公立小学校等及び不特定かつ多数の者が利用する官公署に関する読替え規定（条例のバリアフリー基準の対象となる場合）**

**R3.10.1 施行**

（特定の対象建築物等の建築等における基準適合義務）

1～4 （略）

5 別表1 1の項（公立小学校等に限る。）、2の項、6の項、8の項、12の項から14の項まで、16の項、20の項、25の項、29の項及び30の項に掲げる対象建築物等（体育館又は水泳場で一般公共の用に供されるもの、ポーリング場及び飲食店を除く。）の建築等に係る第1項の基準の適用については、前項及び同表2の規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

**【改正のポイント】**

**1 公立小学校等に関する政令改正を踏まえた規定整備について**

別表1の改正（p10参照）の内容を反映する規定整備を行いました。

2 保健所，税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署に関する読替えについて

改正前の基準では、「不特定かつ多数の者」が利用する官公署のバリアフリーについては、職員の執務エリアを除く市民等が利用する共用エリアのみを対象としていましたが、多数の職員が利用する官公署については、率先してバリアフリー化を進めていくべきものであることから、今回改正により、執務エリアにも一般エリアと同等のバリアフリー基準を適用します。

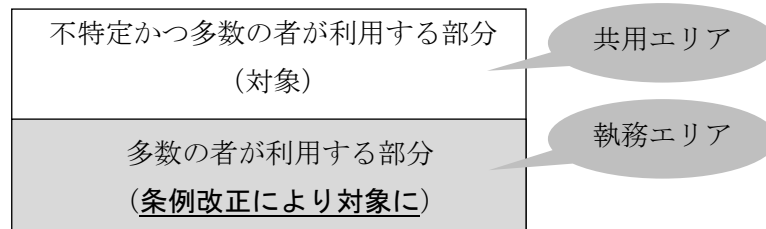


図 不特定かつ多数の者が利用する官公署に関する基準改正のイメージ

【解説】

1 公立小学校等に関する読替え規定について

特別支援学校は「主として高齢者，障害者等が利用する」用途に該当するのに対して、公立小学校等は、「不特定かつ多数の者が利用する用途」又は「主として高齢者，障害者等が利用する用途」のいずれにも該当しない、特定の多数の者が利用する建築物であるため、条例のバリアフリー基準を適用するに当たって、別表1-1の項のうち、公立小学校等に限り基準の読替えを行うこととしました。

2 保健所，税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署に関する読替え規定について

不特定かつ多数の者が利用する官公署については、改正前の条例では読替え規定を適用しない用途として記載していましたが、今回改正により当該記載を削除し、読替え規定を適用することで、特定の多数の者が利用する部分である執務エリアに対しても条例のバリアフリー基準を適用することとしました。

**条例第14条関係****規則第12条 基準の適用除外に係る認定申請書の様式****R3.4.1 施行**(制限の緩和の認定の申請)

**第12条 条例第14条又は第36条の規定による認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第2に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。**

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 申請に係る対象建築物等又は特別特定建築物の敷地の地名地番
- (3) 条例第14条又は第36条の規定による認定を受けようとする事項及び理由
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定にかかわらず、前項の申請をしようとする者が当該申請を第4条第1項の規定による申請と併せてするとき、前項の図書のうち添付の必要がないと認めるものを省略させることができる。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、対象建築物等の建築等又は特別特定建築物の建築の工事の内容に応じ、同項の図書のうち添付の必要がないと認めるものを省略させることができる。

**【改正のポイント】**

基準の適用除外の認定を受けようとする場合の手続を明確化しました。

**【解説】**

基準の適用除外の認定を受けようとする場合には、認定申請書に必要な図書を添えて市長に提出することとします。

当該申請は、条例第7条の規定による協議申請と併せて行うこと又は協議申請に先立って行うことの両方可能です。協議申請と併せて行う場合には、重複する図書を省略することができます。

**条例第16条** 対象建築物等以外の建築物等に係る指導及び助言

**R3.4.1 施行**

第5節 対象建築物等以外の建築物等に係る指導及び助言

第16条 市長は、対象建築物等以外の建築物等について、バリアフリーを促進するため必要があると認めるときは、当該建築物等の建築等をしようとする者又は当該建築物等若しくはその敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対し、第13条第1項に規定する基準を勘案して、当該建築物等の設計及び施工に関する事項について**必要な指導及び助言をすることができる。**

**【改正のポイント】**

今回の改正により、対象建築物から除外された歴史的建築物等、協議を要しない建築物及び敷地についても、本市がバリアフリーを促進するために必要と認めた場合には、条例に基づいた指導及び助言を行うことができるよう、規定しました。

### 第3章 特別特定建築物に関する制限

**条例第22条 特別特定建築物に関する規模要件****R3.10.1 施行**

(建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない特別特定建築物の建築の規模)  
**第22条** 法第14条第3項の規定により定める特別特定建築物（令第5条第11号、  
 第17号及び第18号に掲げるものを除く。）の建築の規模は、用途面積が1,000平方メートルとする。

**【改正のポイント】**

条例の規定自体を改正するものではありませんが、令和3年4月1日施行の政令改正により、公立小学校等<sup>※</sup>が「法第14条第3項の規定により定める特別特定建築物」となったことを踏まえ、本市における公立小学校等のバリアフリーをより一層促進するため、条例第22条の規定を公立小学校等に適用することとしました。

※ 公立小学校等…小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの

**■参考 政令改正の概要**

政令改正以前は、公立小学校等は令第4条第1号の「特定建築物」に位置付けられ、各自治体の条例で「特別特定建築物」に追加することができるものとされていましたが、近年、公立小学校等のバリアフリーの重要性が高まっていることから、令第5条第1号の「特別特定建築物」に位置付けを改める改正が行われました。

この改正により、一定規模以上<sup>※</sup>の公立小学校等について、全国で建築物移動等円滑化基準への適合義務が課せられることとなりました。

※ 延べ面積2,000㎡（条例で引き下げることが可能であり、本市では1,000㎡から対象となります。）

**【解説】**

改正前の条例では、公立小学校等の建築等については、延べ面積2,000㎡以上となる場合に建築物移動等円滑化基準を適用することとしていましたが、条例第22条の規定を適用することで、規模要件を1,000㎡まで引き下げました。

この改正による影響を受けるのは延べ面積1,000㎡以上2,000㎡未満の公立小学校等の建築等であり、改正前後の主な基準の比較については次頁の表のとおりです。

なお、規制の強化に当たる内容であるため、令和3年4月1日から9月末日までの期間については、本規定を公立小学校等に適用しないようにする改正を行います（新旧対照表参照）。

表. 改正前後の基準の比較（延べ面積1,000㎡以上2,000㎡未満の公立小学校等が対象）

		改正前	改正後
便所 (多数が利用する便所のうち1以上は、右の車椅子使用者便房としなければならない)		車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか (直径150cm以上の円の内接が基本)	内部の幅又は奥行きが180cm以上で、かつ、内法面積は3.6㎡以上であるか (直径150cm以上の円の内接が基本)
		車椅子使用者便房の出入口の幅は80cm以上であるか	車椅子使用者便房の出入口の幅は85cm以上であるか
		—	オストメイト対応の設備を設けているか
道等から居室までの経路等を構成する施設	出入口	主要な玄関の幅は85cm以上であるか	主要な出入口の幅は90cm以上であるか
	廊下等	幅は120cm以上であるか	幅は130cm以上であるか
	傾斜路	幅は120cm以上であるか	幅は130cm以上であるか
	昇降機	設置義務はないが、設置する場合の仕様規定はある	設置義務あり
		かごの奥行きは、135cm以上であるか (やむを得ない場合は115cm以上)	かごの奥行きは、135cm以上であるか
	敷地内の通路	幅は120cm以上であるか	幅は130cm以上であるか
		傾斜路を設ける場合、 幅は120cm以上であるか	傾斜路を設ける場合、 幅は130cm以上であるか
勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合1/8以下)であるか		勾配は1/15以下(高さ16cm以下の場合1/8以下)であるか	

**条例第27条 宿泊施設の客室内部に関する基準（移動等円滑化基準の対象となる場合）****R3.10.1 施行****【改正のポイント】**

法の対象となる宿泊施設の客室内部について、高齢者、障害者等を含む全ての人に配慮した基準を新たに設けます。また、これに併せて、車椅子利用者用客室の内部についても、基準を充実します。

**1 第1項第1号 客室内部の空間に関する基準**

（ホテル又は旅館の客室）

第27条 ホテル又は旅館の客室は、次に掲げるものでなければならない。

（1）客室内にベッドを設ける場合には、当該客室内のベッドの数（階層式寝台の場合は、それぞれの段を1のベッドとする。以下同じ。）を2で除して得た数（その数に1未満の端数があるときはこれを切り上げた数）以上のベッド（当該客室内のベッドの数が2以下の場合にあっては、全てのベッド）に対し、次に掲げる位置にそれぞれ次に掲げる空間を設けなければならない。

ア ベッドの長辺に接する位置 車椅子使用者が当該ベッドに移乗するために必要な空間

イ ベッドに近接する位置 車椅子の方向を変更するために必要な空間

**【解説】**

⇒p 14を参照してください。

**2 第1項第2号・第3号 客室内部の便所・浴室等に関する基準**

（2）客室内に便所を設ける場合には、便所のうち1以上に、次に定める構造の便房を1以上設けなければならない。

ア 腰掛け便座及び手すりが適切に配置されていること。

イ 車椅子使用者が当該便房の便座に移乗するために必要な空間が確保されていること。

ウ 当該便房の出入口及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。

（ア）幅は、75センチメートル以上とすること。

（イ）戸を設ける場合には、その前後に高低差がないこと。ただし、建築物の構造上やむを得ないものとして別に定める部分は、この限りでない。

（3）客室内に浴室等を設ける場合には、1以上の浴室等は次に掲げるものでなければならない。

ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。

イ 当該浴室等に浴槽を設ける場合には、車椅子使用者が当該浴槽に寄り付くことができる空間が確保されていること。



- ウ 当該浴室等に浴槽を設けない場合には、車椅子使用者がシャワーに寄り付くことができる空間が確保されていること
- エ 当該浴室等の出入口は、次に掲げるものであること。
- (ア) 幅は、75センチメートル以上とすること。
- (イ) 戸を設ける場合には、その前後に高低差がないこと。ただし、建築物の構造上やむを得ないものとして別に定める部分は、この限りでない。

### **規則第15条** 客室内において戸の前後に高低差を設けることができる部分 R3.10.1 施行

(客室内において戸の前後に高低差を設けることができる部分)

- 第15条 条例第27条第1項第2号ウ(イ)及び別表2-6の項第2号ウ(イ)に規定する別に定める部分は、便房が浴室等と同じ区画に設けられる場合において、床面からの水の流出を防止するために設ける段差の部分であって、高齢者、障害者等の通行に支障がないものとする。
- 2 条例第27条第1項第3号エ(イ)及び別表2-6の項第3号エ(イ)に規定する別に定める部分は、床面からの水の流出を防止するために設ける段差の部分であって、高齢者、障害者等の通行に支障がないものとする。

#### 【解説】

⇒p15を参照してください。

### 3 **第1項第4号** 客室内部の経路に関する基準

- (4) 客室の出入口から第1号に規定する空間（当該客室内にベッドを設けない場合にあつては、寝室）、第2号に規定する便房及び前号に規定する浴室等までの経路のうち、それぞれ1以上は次に掲げるものでなければならない。
- ア 幅は、100センチメートル以上とすること。ただし、高齢者、障害者等の利用上支障がないものとして別に定める部分は80センチメートル以上とすること。
- イ 客室内の出入口（第2号ウ及び前号エの規定によるものを除く。）は、次に掲げるものであること。
- (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。
- (イ) 戸を設ける場合には、その前後に高低差がないこと。
- ウ 床面に段差がある場合には、令第13条に定める構造の傾斜路又は令第18条第2項第6号に規定する国土交通大臣が定める構造のエレベーターその他の昇降機を設けること。

**規則第16条 客室内の経路の幅を80センチメートル以上とする部分** **R3.10.1 施行**

(客室内の経路の幅を80センチメートル以上とする部分)

第16条 条例第27条第1項第4号ア及び別表2 6の項第4号アに規定する別に定める部分は、車椅子の方向を変更するために必要な空間であつて、経路の中心線の交点から当該中心線に沿ってそれぞれ50センチメートルの位置にある点を通る当該中心線の垂線及び壁で囲まれた部分以外の部分とする。

**【解説】**

⇒p 17を参照してください。

**4 第2項 車椅子使用者用客室に関する基準**

2 令第15条第1項の規定により設ける車椅子使用者用客室は、前項の規定（同項第1号イを除く。）によるほか、次に掲げるものでなければならない。

(1) 同号に規定するベッドに近接する位置に車椅子の転回に支障がない空間を設けること。

(2) 令第15条第2項第1号イ及びロの規定による便所を設けること。ただし、他の全ての客室内に便所を設けない場合は、当該車椅子使用者用客室内において、便所を設けることを要しない。

(3) 令第15条第2項第2号イ及びロの規定による浴室等を設けること。ただし、他の全ての客室内に浴室等を設けない場合は、当該車椅子使用者用客室内において、浴室等を設けることを要しない。

**【解説】****(第1号について)**

「車椅子の転回に支障がない空間」は、直径150cm以上の円を基本とします。

**(第2号及び第3号について)**

当該規定は、令第15条第2項第1号及び第2号における、共用の車椅子使用者用便房、車椅子使用者用浴室等を設けた場合の緩和規定を打ち消すものです。

改正により、共用の車椅子使用者用便房、車椅子使用者用浴室等の設置状況に関わらず、原則として、客室内に車椅子使用者用便房、車椅子使用者用浴室等を設けることとします。ただし、全ての客室内に便所、浴室等を設けない場合には、全ての利用者が客室外の便所、浴室等を利用することとなるため、この限りではありません。

**条例第29条第1項第5号 エレベーターの籠の構造に関する基準の適用対象****R3.10.1 施行**

(移動等円滑化経路)

第29条 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

(略)

- (5) 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（令第18条第2項第6号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

ア～ケ (略)

コ 不特定かつ多数の者が利用する建築物で、用途面積（当該建築物を不特定かつ多数の者が利用する複数の用途に供する場合にあつては、これらの用途面積の合計）が2,000平方メートル以上のもの又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物で、用途面積（当該建築物を主として高齢者、障害者等が利用する複数の用途に供する場合にあつては、これらの用途面積の合計）が2,000平方メートル以上のものの移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、次に掲げるものであること。

(ア) 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。

(イ) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。

**【改正のポイント】**

複数の用途に供する建築物であっても、建築物全体の規模が大きい場合には、1の用途に供する建築物と同様に、エレベーターの籠の幅の規定を適用することとします。

**【解説】**

以下の表のとおり、複数の用途に供する建築物については、「不特定多数の者が利用する部分（A）の面積の合計」又は「主として高齢者、障害者等が利用する部分（B）の面積の合計」のいずれかが2000平方メートル以上となる場合に、エレベーターの籠の幅の規定を適用します。

	規模・用途	改正前	改正後
事例1	物販店（A）2,500㎡	適用あり	適用あり
事例2	物販店（A）1,500㎡ 飲食店（A）1,000㎡の複合建築物	適用なし (合算しない)	<u>適用あり</u> <u>(合算する)</u>
事例3	物販店（A）1,500㎡ 老人ホーム（B）1,000㎡の複合建築物	適用なし (合算しない)	適用なし (合算しない)
事例4	老人ホーム（B）1,500㎡ 老人福祉センター（B）1,000㎡の複合建築物	適用なし (合算しない)	<u>適用あり</u> <u>(合算する)</u>

**条例第29条第2項・第31条 2層の建築物に関するエレベーターの設置義務**  
**R3.10.1 施行**

2 建築物の直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室等を設ける場合において、道等から当該利用居室等までの経路のうち1以上は、令第18条第2項及び前項の規定によらなければならない。

（ホテル等又は共同住宅等に係る基準の特例）  
**第31条** ホテル若しくは旅館又は共同住宅若しくは寄宿舍において、次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に掲げる経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用することができる経路（以下この条において「特定経路」という。）にしなければならない。  
**(1) 客室又は住戸を設ける場合 道等から各客室又は各住戸までの経路**  
**(2) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合** 各客室又は各住戸（当該建築物に客室又は住戸が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路  
**(3) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合** 当該車椅子使用者用駐車施設から各客室又は各住戸までの経路

**【改正のポイント】**

法の対象となる大規模な建築物については、2階建て等、上下階の移動が一層分の場合であっても、エレベーターの設置を義務付けることとします。

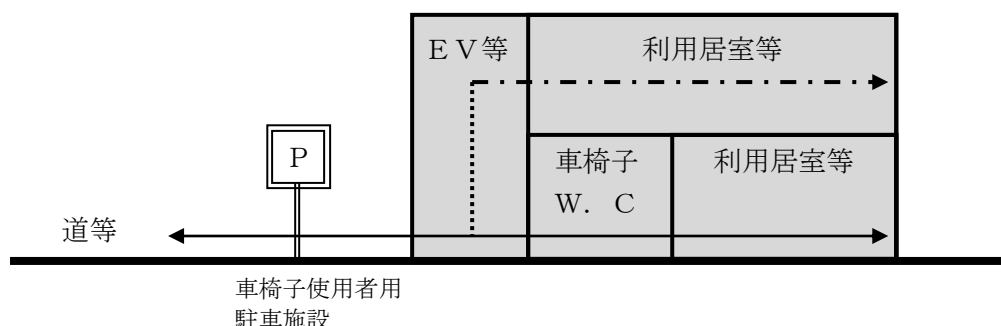
**【解説】**

下図のように、2階建て等、上下階の移動が一層分の場合、これまでは令第18条第1項第1号の規定により、上下階の移動に係る部分（点線）に移動等円滑化基準が適用されず、エレベーターの設置が免除されていました。

改正により、条例第29条第2項において、上下階の移動に係る部分を含めた一体の経路に移動等円滑化基準を適用することとし、エレベーターの設置を義務付けます。

また、これと同様に、ホテル等又は共同住宅等における特定経路についても、2階建て等、上下階の移動が一層分の場合、上下階の移動にかかる部分（点線）及び地上階の直上階又は直下階の部分（一点鎖線）に基準が適用されず、エレベーターの設置が免除されていました。

改正により、条例第31条において、上下階の移動に係る部分を含めた一体の経路を特定経路とし、エレベーターの設置を義務付けます。



**条例第33条** 不特定かつ多数の者が利用する官公署に関する読替え（建築物移動等円滑化基準の対象となる場合） **R3.10.1 施行**

（保健所，税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署に関する読替え）

第33条 令第5条第8号に掲げる特定建築物に係る令第11条から第14条まで，第16条から第18条まで及び第22条並びにこの条例第24条から第26条まで，第28条，第29条及び前条の規定の適用については，これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用する」とあるのは，「多数の者が利用する」とする。

**【解説】**

自主条例の基準に関する読替え（p19参照）と同様に，建築物移動等円滑化基準の適用に関しても読替え規定を設け，法の対象となる大規模な官公署の執務エリアについてもバリアフリーの促進を図ることとしました。

**条例第34条** 公立小学校等に関する読替え（建築物移動等円滑化基準の対象となる場合） **R3.4.1 施行**

（公立小学校等に関する読替え）

第34条 令第5条第1号に掲げる特定建築物（公立小学校等に限る。）に係る第24条から第26条まで，第28条，第29条及び第32条の規定の適用については，これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用する」とあるのは，「多数の者が利用する」とする。

**【解説】**

政令改正前の令第5条各号の規定による特別特定建築物はいずれも「不特定かつ多数の者が利用する建築物」又は「主として高齢者，障害者等が利用する建築物」でしたが，令和3年4月1日付けの政令改正により令第5条第1号の特別特定建築物となった公立小学校等は，特定の多数の者が利用する建築物であるため，自主条例の基準に関する読替え（p19参照）と同様に，建築物移動等円滑化基準を適用するに当たっての読替え規定を設けました。

**条例第36条関係**

**規則第12条** 基準の適用除外に係る認定申請書の様式 **R3.4.1 施行**

⇒ p21を参照してください。

## 第4章 公表対象建築物等のバリアフリーに 関する情報の公表

**条例第37条** バリアフリーに関する情報の公表**R3.10.1 施行**

## 第4章 公表対象建築物等のバリアフリーに関する情報の公表

(バリアフリーに関する情報の公表)

第37条 高齢者、障害者等による建築物等の円滑な利用を確保するためバリアフリーに関する情報の公表を要する対象建築物等として別に定めるもの（以下「公表対象建築物等」という。）の**建築等を行ったときは**、当該対象建築物等の所有者、管理者又は占有者は、**バリアフリーに関する情報であって別に定める事項**（以下「特定バリアフリー情報」という。）をインターネットの利用その他の別に定める方法により公表しなければならない。

2 公表対象建築物等の所有者、管理者又は占有者が、前項の規定の適用を受けない場合にあっては、同項の規定に準じて、特定バリアフリー情報を公表するよう努めなければならない。

3 公表対象建築物等の所有者、管理者又は占有者は、前2項の規定により公表した特定バリアフリー情報の内容に変更があった場合には、速やかに当該特定バリアフリー情報を更新するよう努めなければならない。

4 公表対象建築物等の所有者、管理者又は占有者は、特定バリアフリー情報のほか、高齢者、障害者等が建築物等を円滑に利用するためのバリアフリーに関する情報を第1項に規定する方法により公表するよう努めなければならない。

**規則第18条** 公表対象建築物等**R3.10.1 施行**

(公表対象建築物等)

第18条 条例第37条第1項に規定する公表対象建築物等は、**ホテル及び旅館**とする。

**規則第20条** 特定バリアフリー情報の公表の手段**R3.10.1 施行**

(特定バリアフリー情報の公表の方法)

第20条 条例第37条第1項に規定する別に定める方法は、インターネットの利用とする。ただし、インターネットの利用が困難な場合は、特定バリアフリー情報を記載した書面の配布とする。

**【改正のポイント】**

宿泊施設のバリアフリー情報の提供が十分でない場合、高齢者、障害者等にとって、外出の際の心理的な負担となり、自立した生活の妨げになる場合があります。

宿泊施設のバリアフリー情報を事前に把握することで、高齢者、障害者を含む全ての人が安心して施設を利用できるよう、バリアフリー情報の公表制度を新設しました。

既存の宿泊施設も含めて、ハード面とソフト面のバリアフリー情報を公表いただくことで、利用者の方自身が、使いやすい施設かどうか判断することができ、施設を安心して利用できるようになります。

【解説】

1 対象となる宿泊施設等

- (1) 新たに建築等を行う宿泊施設等 → 公表義務
- (2) 上記以外（既存の宿泊施設等） → 努力義務

2 公表の手段

事業者の皆様には、各宿泊施設のホームページ等でバリアフリーの整備状況を公表していただきます。

**規則第19条 特定バリアフリー情報**

**R3.10.1 施行**

(特定バリアフリー情報)

第19条 条例第37条第1項に規定する特定バリアフリー情報は、別表第4の左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる公表すべき事項及び当該事項に関して条例第14条又は第36条の規定による認定を受けている場合には、当該認定を受けたことに伴い、公表対象建築物等を安全かつ円滑に利用させるために講じた措置の内容とする。

**規則別表4 特定バリアフリー情報の具体的な内容**

**R3.10.1 施行**

別表第4 (第19条関係)	
施設	事項
1 便所	車椅子使用者用便房、令第14条第1項第2号に規定する便房及び条例別表2 4の項第8号に規定する便房の有無
2 浴室等	条例第26条第2項又は別表2 5の項第2号に規定する浴室等の有無
3 ホテル又は旅館の客室	車椅子使用者用客室及び条例第27条第1項又は別表2 6の項に規定する客室の有無
4 駐車場	駐車場の有無及び車椅子使用者用駐車施設の有無
5 道等から利用居室等までの経路等を構成する施設	条例別表2 9の項第1号に規定する経路を構成する廊下等及び敷地内の通路の床面の段差の有無並びに床面に段差がある場合にあっては当該段差がある部分に係る傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置の有無並びに当該経路(階の移動に係る部分に限る。)を構成するエレベーターその他の昇降機の有無
6 案内設備	案内設備又は案内所の有無
7 授乳及び乳幼児のおむつの取替えをすることができる施設	授乳及び乳幼児のおむつの取替えをすることができる施設の有無



**【解説】**

**1 事業者の皆様に公表いただく特定バリアフリー情報は以下のとおりです。**

(1) 便所

- ア 車椅子使用者用便所の有無
- イ オストメイト設備の有無
- ウ 条例別表2の4の項第8号に規定する便所の有無

**【条例別表2の4の項第8号に規定する便所の構造等】**（詳細はp11参照）

- (ア) その床の表面を滑りにくい材料で仕上げること
- (イ) 腰掛け便座，手すり等が適切に配置されていること。
- (ウ) 車椅子使用者が当該便所の便座に移乗するために必要な空間が確保されていること。
- (エ) 便所の出入口及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は，80センチメートル以上とすること。
- (オ) 便所の出入口及び当該便房が設けられている便所の出入口の戸は，引き戸（構造上やむを得ない場合にあっては，外開き戸）とし，車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とすること。

(2) 浴室又はシャワー室（ホテル又は旅館の客室内に設けるものを除く。）

- ア 用途面積が1,000平方メートル以上のものについては，条例第26条第2項に規定する基準を満たすものの有無

**【条例第26条第2項に規定する基準】**

- (ア) 床の表面は，滑りにくい材料で仕上げていること。
- (イ) 浴槽，シャワー，手すり等が適切に配置されていること。
- (ウ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
- (エ) 出入口は，次に掲げるものであること。
  - a 幅は，85センチメートル以上とすること。
  - b 戸を設ける場合には，自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし，かつ，その前後に高低差がないこと。

- イ 用途面積が1,000平方メートル未満のものについては，別表2の5の項第2号に規定する基準を満たすものの有無

**【別表2の5の項第2号に規定する基準】**

- (ア) 床の表面は，滑りにくい材料で仕上げていること。
- (イ) 浴槽，シャワー，手すり等が適切に配置されていること。
- (ウ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
- (エ) 出入口は，次に掲げるものであること。
  - a 幅は，80センチメートル以上とすること。
  - b 戸を設ける場合には，自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし，かつ，その前後に高低差がないこと。

- (3) ホテル又は旅館の客室の有無
- ア 車椅子利用者用客室の有無
  - イ 用途面積が1,000平方メートル以上のものについては、条例第27条第1項に規定する基準（p26参照）を満たすものの有無
  - ウ 用途面積が1,000平方メートル未満のものについては、別表2の6の項に規定する基準（p14参照）を満たすものの有無
- (4) 駐車場
- ア 駐車場施設の有無
  - イ 車椅子利用者用駐車施設の有無
- (5) 道等から利用居室等までの経路等を構成する施設  
バリアフリー経路を構成する以下の施設の有無
- ア 廊下等の段差の有無
  - イ 敷地内の通路の床面の段差の有無
  - ウ 段差がある場合にあっては傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置の有無
  - エ 当該経路（階の移動に係る部分に限る。）を構成するエレベーターその他の昇降機の有無
- ※ バリアフリー経路：道等から利用居室等までの経路，利用居室等から車椅子利用者用便房までの経路，利用居室から条例別表2の4の項第8号に規定する便房までの経路及び車椅子利用者用駐車施設までの経路のことをいう。
- (6) 案内設備  
案内設備（カメラ付きインターホン又は触知案内板等）又は案内所の有無
- (7) 授乳及び乳幼児のおむつの取替えをすることができる施設の有無  
（以下の事例を参考にしてください。）
- ア 授乳のための椅子や荷物置き等を設け，間仕切り等によりプライバシーの確保がはかられている
  - イ 給湯器等の哺乳瓶による授乳に対応した設備を設けている
  - ウ 乳幼児のおむつ替えができるよう，ベビーベッドや汚物入れが設けられている

**【QA】**

- Q1 既存の宿泊施設は，条例の適合が困難な場合が多いと思われるが，それで公表に努めなければならないのか。
- A1 既存施設については，施設の規模や建築年代により，ハード面でのバリアフリー対応が容易でない場合があることから，努力義務としています。  
ハード面での対応が難しい場合であっても，積極的にソフト面で対応していただき，その旨を施設ホームページで公表していただきたいと思います。
- Q2 施設ホームページへの掲載方法は，ルールが決められているか。
- A2 掲載方法を限定はしておりませんが，施設ホームページのトップページへの掲載や

特定バリアフリー情報掲載ページへのバナー等の案内があることが望ましいと考えております。公表された情報が誰にでもわかりやすく確認できるよう御検討ください。

Q3 施設ホームページを設ける予定はないがどうしたらよいか。

A3 宿泊施設の予約サイトでの公表（公表できるかどうかは予約サイト運営会社様にお尋ねください。）や配布されるリーフレットへの情報掲載を御検討ください。

Q4 特定バリアフリー情報以外の「高齢者、障害者等が建築物等を円滑に利用するためのバリアフリーに関する情報」とは何のことか。

A4 車椅子や据え置き型スロープ等の備品の貸し出し、受付での筆談や手話によるコミュニケーション対応及び宿泊施設入り口から客室までの人的案内等のサービス等を想定しています。令和3年10月1日までに例示する予定をしております。

**条例第38条 公表の実施状況の届出**

**R3.10.1 施行**

（公表の実施状況の届出）

第38条 公表対象建築物等の所有者、管理者又は占有者は、**前条第1項の規定により公表をした場合**にあっては、別に定めるところにより、**その状況を市長に届け出なければならない。**

2 公表対象建築物等の所有者、管理者又は占有者は、**前条第2項から第4項までの規定により公表をした場合**にあっては、別に定めるところにより、**その状況を市長に届け出ることができる。**

3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、別に定めるところにより、その概要を公表しなければならない。

**規則第21条 特定バリアフリー情報の公表に係る届出事項**

**R3.10.1 施行**

（特定バリアフリー情報の公表に係る届出）

第21条 **条例第38条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。**

- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）並びに電話番号
- (2) 公表対象建築物等の名称及び所在地
- (3) 特定バリアフリー情報の内容
- (4) 公表の方法
- (5) 公表をした年月日

2 条例第38条第1項の規定による届出は、**条例第37条第1項の規定による公表を行った後、速やかに行わなければならない。**

**規則第22条 バリアフリーに関する情報の公表に係る届出事項**

**R3.10.1 施行**

（バリアフリーに関する情報の公表に係る届出）

第22条 **条例38条第2項の規定による届出は、前条の規定に準じて行うものとする。**

**規則第23条 特定バリアフリー情報の公表に係る届出の概要の公表手段 R3.10.1 施行**

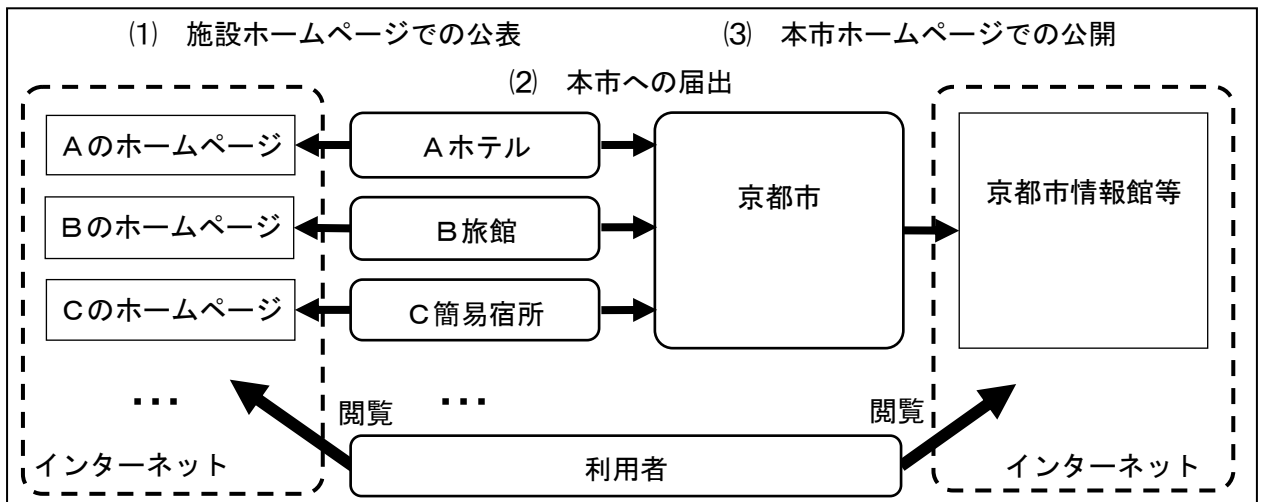
(特定バリアフリー情報等の公表に係る届出の概要の公表)  
 第23条 条例第38条第3項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

**【改正のポイント】**

本市においても、事業者から届け出のあった宿泊施設のバリアフリー情報を公表します。本市域の宿泊施設のバリアフリー情報を集約して公表することで、施設利用者が求めるバリアフリーに関する設備やサービスを満たす宿泊施設を探しやすい環境整備を行います。

**【解説】**

手続の流れ及びバリアフリーの公表制度の全体像については、以下の図のとおりです。



- 1 施設ホームページでの公表が**義務**となる事業者の皆様は、施設ホームページでの公表後、速やかに本市にその旨を届出していただく必要があります。(条例第38条第1項)
- 2 施設ホームページでの公表が**努力義務**となる事業者の皆様は、施設ホームページでの公表後、本市にその旨を届出することができます。(条例第38条第2項)
- 3 施設ホームページでの公表が**努力義務**となる事業者の皆様も、ソフト面のバリアフリーに係る環境整備に取り組んでいただき、届け出していただくことで、本市においてもその旨をインターネット等により公開し、積極的に周知させていただきます。(条例第38条第3項)

**【Q & A】**

- Q1 一度京都市のホームページで公開された情報の更新はどのような手続があるか。  
 A1 新しい情報を再度届出していただくようお願いいたします。

**条例第39条 指導及び助言**

**R3.10.1 施行**

(指導及び助言)

第39条 市長は、第37条に規定する公表の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、公表対象建築物等の所有者、管理者又は占有者に対し、当該公表対象建築物等のバリアフリーに関する情報の公表に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

**条例第40条 報告の徴収**

**R3.10.1 施行**

(報告の徴収)

第40条 市長は、この章の規定の施行に必要な限度において、公表対象建築物等の所有者、管理者又は占有者に対し、バリアフリーに関する情報の公表の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

**【改正のポイント】**

本市は、必要があると認めるときには、届出があった施設の事業者の皆様に対し、バリアフリー情報の公表に係る事項について、施設利用者にとってわかりやすいものとなるよう、指導及び助言をいたします。

# 附 則

**附則 施行期日・経過措置等**(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条並びに次項及び附則第3項の規定は令和3年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 第2条の規定による改正後の京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、同条の規定の施行の日以後に改正後の条例第7条第1項の規定による協議の申請があったもの又は第1条の規定による改正前の京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例第3条第1項の規定による協議を開始した日若しくは第1条の規定による改正後の京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例第7条第1項の規定による**協議の申請があった日から6月以内に工事に着工しないもの**（第2条の規定の施行の際現に工事中のものを除く。）について適用する。

(経過措置)

3 第2条の規定の施行の際現に存する対象建築物等（改正後の条例第2条第2項第1号に規定する対象建築物等をいう。）の用途の変更で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令附則第4条に規定する類似の用途相互間で行うものについては、改正後の条例第13条第1項及び第2項並びに第3章の規定は、適用せず、なお従前の例による。

**【改正のポイント】**

今回の条例改正は、本市における建築等に関する規制を強化するものであることから、建築等の計画に影響のある改正について、半年間の周知期間を設けた上で施行します。

**【解説】**

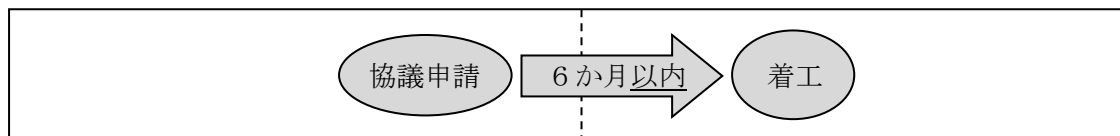
今回の条例改正は2段階で施行することとし、建築等の計画に影響のない改正については令和3年4月1日施行、建築等の計画に影響のある改正については令和3年10月1日施行とします。

なお、経過措置として、令和3年10月1日より前に条例第7条第1項（旧条例第3条1項）の規定による協議の申請が行われた場合、改正前の基準を適用することとします。

ただし、着手の目途が立った状態で協議を申請していただくため、協議申請の日から6箇月以内に工事への着手が確認できない場合は、改正後の基準を適用することとします。

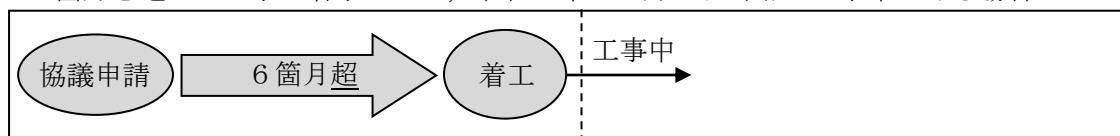
■参考1 改正後の基準が適用されないケース

- (1) 令和3年10月1日よりも前に協議の申請をしたものであって、当該申請の日から6箇月以内に工事に着手した場合



R3.10.1

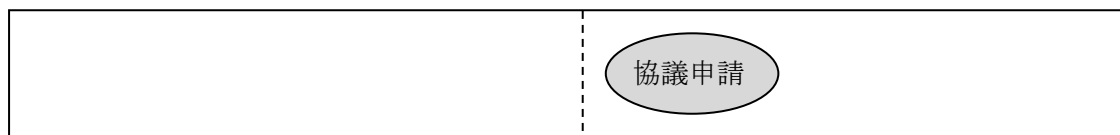
- (3) 令和3年10月1日よりも前に協議の申請をしたものであって、当該申請の日から6箇月を超えて工事に着手したが、令和3年10月1日時点で工事中である場合



R3.10.1

■参考2 改正後の基準が適用されるケース

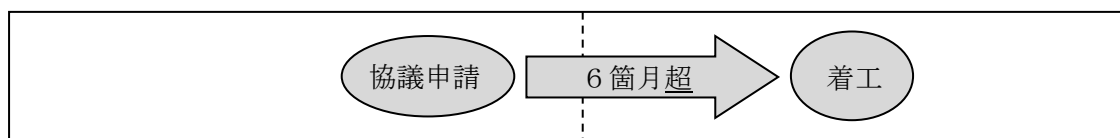
- (1) 令和3年10月1日以降に協議の申請をした場合



R3.10.1

- (2) 令和3年10月1日以前に協議の申請をしたものであって、次のいずれの時点においても工事に着手していない場合

- (ア) 令和3年10月1日
- (イ) 当該協議申請の日から6箇月経過した日



R3.10.1

【Q&A】

Q 改正前の基準に基づいた計画で、令和3年10月1日よりも前に協議の申請をしたが、工事着工前（協議申請から6か月以内）の段階で計画に変更が生じた場合、10月1日以降に変更協議の申請をしたものに対しては、改正後の基準が適用されるのか。

A 計画の変更とみなされる程度の部分的な変更については、従前の基準が適用されます。

ただし、大幅なプランの変更については、新規の計画として改正後の基準を適用することとなりますので、必ず事前に御相談ください。



京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の一部改正に関する解説書

編集 京都市都市計画局建築指導部建築審査課